

《書評》

梶谷光晴著『中央卸売市場の成立と展開』

藤田貞一郎

I 飯沼氏の発言をめぐって

「最近の日本農業の弊害は中央卸売市場である。野菜や果物の値段をつり上げるために、外観のみ美しい、季節外れのものを、美しい包装箱に入れて、遠隔地から高い輸送費をかけ、消費地に運搬する。生産者は味にも栄養にもほとんど関係のないことに大部分の労力を費させられる。一方、消費者は高くてまずくて危険な野菜や果物を強制されている。

ところが中国では、野菜や果物は、どんな大都会でも、すべて産地直売なのである。たとえば人口一千万人以上の上海市では、区の革命委員会（日本の区役所に当たる）と近郊の人民公社とが相談して、年のはじめに生産計画を立て、値段をきめる（それは季節によって多少変化する）。そして、その生産計画に基づいて、各人民公社は、それぞれ契約した区の市場に、毎朝、とりたての野菜や果物をヤナギのかごに入れて出荷する。商店では、それを等外品と普通品に分けて、並べるだけである。…(中略)…

普通品のキュウリでも、大小、曲がったもの、真っすぐなもの、さまざまなものがまざっている。日本のように、一本一本のキュウリに重しをつけたり、竹のギブスをはめたりして、真っすぐにするような無駄な（味にも栄養にも全く無関係な）努力は一切しない。市場に並べられた、有機質（毎日都会からくんでくる人ぶん尿と、公社で飼う家畜のふん尿）をたっぷりやった、とり立ての新鮮なキュウリやナスは、いかにも、うまそうである。包装費も不要、輸送費もほとんど必要ないから値段は全く安い。

市場は国営で朝七時から夜十一時まで開かれており、客は一日二万人、休日は四万人も来る。社会体制が違おうといっても、日本農業は、中国農業に学ぶべきことは多いのではないか。」

上に引用した文は、京都大学教授で農業経済学を専攻する飯沼二郎氏のものされたものの一節である。昭和52(1977)年8月20付朝日新聞夕刊の文化面(第七面)に掲載された、その文は「中国の農業を見て」と主題され、「無駄のない産地直売制」ならびに「自発性や知恵を尊重」という副題が付けられている。主題や副題などは、あるいは新聞社の方で適当に選んだものかも知れないが、本文は飯沼氏のものなのだろう。

「無知蒙昧」とか、「あきれてものもいえぬ」ということばがあるが、飯沼氏の文を目にして思ったのは、まづそれであった。中国農業について語った部分については、私の批評の限りではないが、ここに引用した箇所に関しては、そう表現するよりはかかなかった。飯沼氏といえば、『農学成立史の研究』(御茶の水書房、1957年)をはじめ、すぐれた研究をものされた方であるだけにその印象は一層深いものがあった。

人ふん尿をたっぷりやった、とり立ての新鮮なキュウリやナスはいかにもうまそうであるという受け取り方への疑問は、暫らくおくとしよう。

飯沼氏は、自然成長的分業関係の広範な展開の上に立つ社会体制と中央卸売市場という主題について、これまで考えたことすらないのではあるまいか。感情的な思い付きが断片的に脳裏をよぎることはあっても、体系的に考えたことはないように思える。何故なら、一度でもこの主題について体系的に考えれば、中央卸売市場は諸悪の根源という軽々しい結論などに到達し得る筈がないからである。特定の農村(飯沼氏の議論の土俵の上に乗って表現すれば人民公社)と契約した、いわゆる産地直結型は、消費者の消費行動における選択の幅を狭め、食生活における自然環境に由来する制約の増大をもたらすにすぎない、ということを考えていないように思われる。食物でさえあれば何でもよるしい。あるいは、行動における選択の幅の増大と自然環境からの制約を乗り越えようとして努力して来た人間の歴史を認めない。というのであれば、もはや何をかいわんやであるが、よもやそこまではお考えになってはいまい。

以上、いきなり飯沼氏の発言にいきさかかかずらわり過ぎた嫌いがあるが、飯沼氏のみならず日本の学界はおしなべて中央卸売市場問題について無知という他ない実情にある。学界の中でも、歴史学界における実情はなげかわしいの一語につきる。そうした研究状況の中であって、今回われわれは、愛知学院大学商学部講師榎谷光晴氏の名著『中央卸売市場の成立と展開』を得た。昭和52年3月、白桃書房から愛知学院大学経営研究所研究叢書第5号として出版された本書は、今後、学界のすぐれた共有

財産として残ることは疑い得ない。出版洪水の中にあつて、燦然と輝きをみせる本書を、少しでも大勢の方に知悉して戴きたく、ここにつたないながら紹介の筆を執りたい。桃李言わざれども下自ら蹊を成すの諺もあるごとく、良書はいつしか馥郁たる香を放ち読者を惹き寄せるものであるにしても、まず本書の概要を紹介し次にいくつかの点について批判を加えることにしよう。

II 本書の概要

第二次世界大戦前にあつては商学者や市場業者それに行政官の立場からする中央卸売市場の研究が盛んに行なわれたが、戦後は農業経済学、消費者経済学を分析の道具立てとした生産者や消費者の立場からみた研究が圧倒的に多い。しかし、中央卸売市場の機構を究明するためには、生産者や消費者の視点だけでなく、その担い手である商人の視点から行なうことがわけても必要である。たとえば農経学界の市場問題研究のように、中央卸売市場を単に農産物の出荷先の一つとして扱うのではなく、中央卸売市場そのものを研究対象として見据えて、その成立過程を歴史的に明らかにすると同時に、その価格形成メカニズムを原理的に把握しなければならない(序説 研究史の動向と分析視角)。

そこで、中央卸売市場成立前の生鮮食料品市場の構造をまず明らかにしよう。そのために大正期の大阪市の生鮮食料品卸売市場の構造を研究対象として取り上げよう。その結果、比較的大きな市場にはいづれも、問屋と仲買人すなわち荷受卸売商(第一次卸売人)と荷捌卸売人(第二次卸売人)の両者が存在していることがわかった。この点は、同時代の欧米諸国の生鮮食料品卸売市場にも共通してみられる事実として注目に値する。取引方法は、魚市場では荷主と問屋の間では委託を原則とし、委託8割、買付け2割であった。問屋と買人(仲買人・小売人など)の取引は躍と相対がある。この点は青果物市場でも、ほぼ同様の状況にある(第1章 中央卸売市場開設前の生鮮食料品卸売市場の構造)。

大正12(1923)年に成立する中央卸売市場法は、明治40(1907)年の市場法案、大正元(1912)年の魚市場法案要綱などを前史として、その生誕の道を歩みはじめる。

さて、第一次世界大戦を契機とするわが国の重工業の発展は賃銀労働者を中心に大幅な都市人口の増加をもたらしたが、このことが必然的に米騒動に象徴される食料問

題を大きな社会問題とし、生鮮食料品の値上がりをもまた深刻な問題とさせた。ここに、中央市場設置要綱が作成され、中央卸売市場法案がよいよ立案されることになった。

この際、立案者たる内閣は問屋・仲買人などの中間業者の買占め・売惜しみが諸悪の根源と判断した。かくして、中間業者わけでも仲買人の存在を否定することによって中間搾取を排除することが可能であり、ひいては生鮮食料品の価格を引き下げることができると考えた。この考え方の上に乗って、政府は中央市場設置要綱では仲買人を排除し、中央卸売市場法案では、従来の問屋・仲買人という名称を一切使用せず、「卸売ノ業務ヲ為ス者」、つまり「卸売人」というのはなほだあいまいな概念を導入させることになった。

この政府見解は市場の実情からは全く遊離した事実認識であったから、既設市場業者は不安を感じ、既設市場問屋業者の中央卸売市場収容優先権と仲買人の収容を熱心に陳情しはじめた。業者の陳情、それに大都市の中央卸売市場では、魚・青果の品目別に50～60人程度の荷受卸売人を収容し、彼らが仲買行為を兼業するだけではとうてい市場機能を維持することは不可能なことを認識しはじめた結果、政府は専業仲買人すなわち荷捌卸売人も相当多数置くことと意志を改めた。こうした政府の無定見きにつけ込んだのが単一派の問屋であった。ここに卸売人単複問題と仲買人収容問題についての混乱が起きる一大原因がある(第2章 中央卸売市場法の成立と卸売人)。

中央卸売市場における卸売人単複問題というのは、各品目(青果・鮮魚・塩干魚・乾物・食肉・鳥卵など)毎に、卸売人を単数にすべきか、複数にすべきかという問題で、現在でも中央卸売市場における最大の課題の一つである。発端は、大正元(1912)年の魚市場法案要綱をめぐって、生産者(産業資本)＝複数派と、問屋(前期的商業資本)＝単数派との単複論争であった。単複論争はそれ以後魚市場でとくに激しくたたかわされたが、青果物市場では問題とならなかった。青果物の生産は小規模生産者がほとんどで、市場問屋と生産者との力関係では前者がはるかに優越していて、単一制の必要性はそれほど感じられなかったからである。

最初の中央卸売市場である京都市中央卸売市場の開場に際しては、産業資本対前期的商業資本の対立という図式がほぼ成り立っていたが、大阪市中央卸売市場開設にあたっては、日本水産とそれに同調する問屋(単数派)と林兼商店(大洋漁業の前身)とそれに同調する問屋(複数派)との争いという図式に変化する。この変化の原因は、

漁業資本の成長が、それまで生産者が問屋に対し従属的な地位に甘んじていたのをいつのまにか主客転倒させ、産業資本の優位をもたらし、単複論争が生産者と商人との闘いという形から、日水と林兼という二大漁業資本の争いという形にさせたからである。日水が単数制支持に豹変したのは、当時すでに日本一の漁業資本に成長し、林兼に大きく差をつけていたという事実に基づく。日水は、林兼その他の漁業資本に対し流通過程においても支配権を獲得し、あわよくばこれを併呑しようとしたのではないかと思われる。

こうした単複論争を経過しながら、戦前期の中央卸売市場は結局いづれも卸売人単数制で出発することになる。そして、卸売人単数制の実現が、中央卸売市場法に規定している手数料制と糶売り原則の実行を容易にし、かつ不可欠のものとした(第3章 卸売人単複問題の歴史的経過)。

中央卸売市場法の本法上では仲買人は何ら触れられておらず、施行規則で売買参加者の例外的一員として規定されたにすぎなかった。にもかかわらず、現実に開設された中央卸売市場では、仲買人が各品目別に多数収容され、生鮮食料品流通機構の要に位置する中央卸売市場においてまさに中核的存在となり、非常に重要な役割を果たすことになった。なぜなら、単数制卸売人は当局の厳重な監督下で、委託販売と糶売りを強制されたために、どうしても卸売人から一括大量の買付けをして小売人の希望する量と種類で小量分荷販売する仲買人が必要不可欠となったからである。卸売会社の仕事は、集荷業務と糶売りの主催それに荷主への送金業務に限定され、以前問屋が行っていた、価格形成・需給調整・分荷業務など主要な卸売機能が仲買人の手に移った。

資本主義の経済構造における流通機構と社会主義経済のそれとの決定的相違は、前者には価格形成機能があるが後者にはそれが無いことである。資本主義経済は生産と消費が基本的に個人の自由に任されている自由主義経済である。従って、需給を正確に反映した公正な価格形成が最も必要な条件である。そのためには、分業原則に従って利潤追求を自由になし得る多数の差益商人、すなわち自己の危険負担をともなって価格の評価を競い合う仲買人による自由競争を維持することが肝要である。生鮮食料品の生産単位の零細性・消費総量の巨大性・消費単位の零細性、自然条件への依存度の大きさという特質を考慮に入れると資本主義であると社会主義であるとを問わず流通センターの必要性は云うまでもないことである。この流通センターにおいて、需給の変化に敏感に反応して需給調整を円滑にして社会的ロスを最小限に留める重要な役

割を担わされているのが、資本主義社会においては、自由競争原理に立つ多数の仲買人なのである(第4章 中央卸売市場の仲買人)。

先に歴史的観点から眺めた卸売人単複問題を今度は理論的視角から取り上げてみたい。卸売人単複論争は直接には業者間の利害対立から生じたものであり、単複兩派の主張は多分に我田引水的であった。

すでに述べたように、中央卸売市場における多数の仲買人による価格形成は、大資本の卸売人の恣意的価格形成と異なり、需給を敏感に反映し、しかも、品物の品質と需要量、供給量だけが価格形成の要因となり、人為的な価格操作の余地がなく、その上公開の場で価格が決定されるという長所は他にはみられない。

かかる仲買人の公正な価格形成を保証しているのは、卸売人の委託販売・糶売り・手数料制の厳守である。しかもこの三原則を卸売人が守り得るのに単数制卸売人が最も適していることを考えれば、卸売人単数制と専業仲買人制度が中央卸売市場の公正な価格形成を維持する支柱であったといえる。つまり卸売人単数制は独占または大資本の弊害を防止すること、すなわち大資本の卸売人の荷引競争や大生産者の市場支配の防止に効果があり、一方専業仲買人制度は自由主義経済の長所を發揮しているからである。現在の社会主義経済の非能率と資本主義国家における独占資本の横暴を見るにつけて、わが国の戦前の中央卸売市場の機構は大きな示唆を与えていたように思われる(第5章 卸売人単複論争)。

魚市場では卸売人単複問題が大問題であったが、青果市場では類似市場が大問題になった。中央卸売市場外の群小市場・類似問屋業者の存在が中央卸売市場の卸売人・仲買人にとって大きな頭痛の種となった。中央卸売市場の単一卸売会社が小規模生産者の個人出荷の雑多な荷物を扱うことを敬遠して親切に対応しなかったことが大きな理由となって、類似市場が繁盛した(第6章 類似市場)。

ところで、中央卸売市場法の改正が、中央卸売市場開設直後から各都市で問題となった。すでに詳しく説明して来た卸売人単複問題・仲買人問題・類似市場問題を解決するためには中央卸売市場法の根本的改正が必要であった。中央卸売市場の諸問題の根源は仲買人の法的地位の欠如にあるといっても過言ではなかった。仲買人の法的地位の確立、単一制卸売人の合法性の確保、類似市場の取締りが急務とされた。昭和8年(1933)の全国食糧品卸売市場仲買業者聯合会の中央卸売市場法改正案要綱、あるいは同じく六大都市青果市場懇話会の席上で発表された一般卸売市場法案などが、改

草案として提出された（第7章 中央卸売市場法の改革案）。

その後、様々な時代の波を通り抜けた後、昭和46（1971）年、農林省により卸売市場法が国会に上程され通過した。この卸売市場法は全仲聯の中央卸売市場法改正案と一般卸売市場法案の趣旨をほぼ同一法規の中に実現せしめるものであった。市場の現実に法律をかなり接近せしめるものであった。だが中央卸売市場法にとって代った、この卸売市場法にも、まだ未解決の問題が含まれている。卸売業者の複数制による弊害の放置・大口買出の売買参加奨励・仲卸業者（かつての仲買人は卸売市場法ではこのように名称が改められた）の合併に大型法人化策といった不可解な政策などがそれである（第8章 卸売市場法の成立と中央卸売市場の現状）。

紀元2050年に1億4500万人となって静止状態に入ると予測される人口趨勢・それに拠点大都市圏に膨大な数の人口が集中すると思われる日本の将来を考えると、中央卸売市場の任務は今後さらにその重大さを加えるであろう。

要するに、生鮮食料品卸売市場とりわけ中央卸売市場は、アダム・スミスのいう見えざる手によって、常に仲卸業者の評価機能を活用して流通を安定させ、よく国民のエンゲル係数を抑えてソーシャル・ミニマム（社会的最低生活）の向上に努めている、いわば自由主義的経済機構と社会主義的経済機構との両者の長所を兼ね備えた、経済学上の一大テーマたることを失わない、重要な社会的機関であるといえるのである（第9章 中央卸売市場の使命と展望）。

III 批 判

以上のような議論を、まことに豊富な史料をもとに梓谷氏は論じているわけである。この問題に関する史料はくまなく目を通していていると思える。たとえば、全国食糧品卸売市場仲買業者聯合会の主事であり、かつ理論的・実践的指導者であった大柳正氏の「仲買人の集団的運動」に関する論稿を発掘し、巻末に資料として掲載し、日の目を見させている。こうした功績も見落すことはできない。いわんや、中央卸売市場法の成立過程の歴史的な分析、卸売人と仲買人の機能についての理論的究明において果たした功績の大なること、あらためてここに喋々するまでもない。中央卸売市場における卸売人概念の形成過程・卸売人単複論争における京都段階と大阪段階の差異・仲買人問題ならびに類似市場問題の角度から現行卸売市場法の前史として、戦前期における

全仲聯などの中央卸売市場法の改革案を分析・究明した点は今後とも継承していかなければならぬ研究史上の達成である。

とはいえ望蜀の念がないわけではない。中央卸売市場法制定以前の道府県市場規則については取引方法については直接干渉せず、衛生・交通等の警察取締りに重点を置いていた(209頁)とか、「府県市場規則本来の目的は、食品衛生・保安・防火・交通等の警察取締りであった」(266頁)とするが、これは全くの事実誤認に堕している。中央卸売市場法制定史の前史として、道府県市場規則の無視すべからざることは、氏が批判の対象とされた、拙著『近代生鮮食料品市場の史的研究』で、すでに詳しく述べたはずである。次に、公設市場の登場についても、今もって米騒動に対する社会政策的応急策という理解を脱し切っていられないようだが、——64頁から65頁の敘述をみよ——これもあらためられるべきであろう。中央市場設置要綱は公設小売市場改善案を直接的きっかけとして出て来るだけに公設市場問題の解明は、きわめて重要なのだが、氏は公設市場についてはほとんど関心を示さない。これは改められねばならないだろう。公設市場問題をどう理解するかについては、前掲拙著ならびに拙稿「大正期公設市場の特質」・「大正・昭和前期公設市場規程の特質」・「大正期における日用必需品市場問題と賃労働市場の展開」(いずれも『同志社商学』掲載)で、すでに述べた。公設市場は同一種類の商人を競争状態におき、掛売・掛買制度をとらず、買手に選択の自由を与え、安価に日用品の買入れができる市場機構としての機能を有するものとして、商品流通機構における革命を推進したと、主張しているはずである。公設市場問題の究明が必要であることは、氏は問題意識を述べるにあたって「生鮮食料品市場の史的研究は日本資本主義の特質を究明し、またわが国の産業革命の終期を明らかにするための重要な研究」(6頁)とされているだけに、もっと考慮に入れられなければならぬまい。

持田恵三氏は、その著『農業の近代化と日本資本主義の成立』(御茶の水書房、1976年)で、近代化を工業社会の形成として見直し、社会的分業の体系のあり方に関心を寄せなければならぬと主張している。そして、この視点の変化の上に立って産業革命研究を行うべきであると。

評者は、持田氏の主張に全面的に賛成である。そうした持田氏の提案に答え得る一研究分野として、生鮮食料品をはじめとする日用品市場史研究があり、すぐれた一研究書として梓谷氏の本書がある。